

Title	スペイン継承戦争とスペイン独立戦争にみるイスパニア世界の「歴史的国制」主義
Author(s)	中本, 香
Citation	Estudios Hispánicos. 2021, 45, p. 31-66
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/98058
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

スペイン継承戦争とスペイン独立戦争にみる イスパニア世界の「歴史的国制」主義

中 本 香

[] は筆者による言い換え、() は筆者の補足である。

はじめに

近世スペインの歴史は、1469年に婚姻を結んでいたカスティーリャ王国の王女イサベルとアラゴン連合王国の王太子フェルナンドが、イサベル1世(1474年)、フェルナンド2世(1479年)としてそれぞれ即位し、両者が共同統治に着手したのと同時に始まった。この同君連合体は、カトリック両王の二女ファナを経て、1516年にその長男カルロス1世へと引き継がれた。カルロスは父方からハプスブルク家の血を引いており(父はブルゴーニュ公国君主フィリップ、祖父は神聖ローマ皇帝マキシミアン1世)、ここにハプスブルク朝スペイン君主政(*la Monarquía Hispánica*)の時代が幕を開けたが、この後、イベリア半島を超えてヨーロッパへ、そして海外領土へと領土を拡張し、スペイン帝国と称されるまでになったこの君主政体の実態は、共通の王の下でゆるやかに統合される地域の集合体に他ならず、政治的一体性が欠如していたことに留意しなければならない。

スペイン君主政を構成する諸地域の多くは、王国(または公国)の地位を維持し、固有の法や制度を保持することを許された政治体として、君主との間に個々に臣従関係を結んでいた。このような統治形態について、歴史研究では、J. H. エリオットが提示した「複合王政」として広く理解され、また近年では、そのような集合体が呈する可塑性を「礫岩」になぞらえたグスタフソンの複合国家論も注目されている²。

複合政体の歴史は、統治者と、政治的自立性を主張する地域政体との、権限の所在をめぐる攻防戦の歴史でもあった。スペイン君主政においても、

1 Elliott, John H., "A Europe of Composite Monarchies", *Past and Present*, no.137, 1992, pp.47-71.

2 古谷大輔、近藤和彦編、『礫岩のようなヨーロッパ』、山川出版社、2016年。

1640年代のカタルーニャの反乱に代表されるように、強権化を図る王権と、それに挑戦する地域との間で、激しい戦いが繰り返されてきた。そのなかには、ポルトガルやネーデルラントのように独立にいたった事例もあったが、帝国の根幹をなすイベリア半島と海外領土（主に、インディアスと総称されたアメリカの領土）は維持された。また、ネーデルラントの反乱に特に顕著なように、スペイン王権と地方の対立にヨーロッパ列強の利害が大きく影響したことも否めないが、いずれにせよそれらの反乱は、スペイン君主政内部で提起された問題を発端とするものであり、複合王政のあり方を内部から問うものだったといえよう。

こうしていくつもの困難を克服したスペイン君主政は、18世紀初頭と19世紀初頭の二度、深刻な内戦を経験することになる。これらの内戦はどちらも、国際的紛争とそれに起因する君主政自体の存続の危機を背景として勃発したものであり、複合王政システムの再設定につながるダイナミズムを持っていた点で、それまでの地域反乱と一線を画する。

本稿で扱うのは、この2つの内戦、すなわちスペイン継承戦争とスペイン独立戦争、ならびに後者から派生したイスマノアメリカの反乱である。スペイン継承戦争とスペイン独立戦争のなかで勃発した内戦は、列強間の複雑な対立にスペイン全体が巻き込まれながら、一義的には「誰がスペイン国王たるべきか」という問題をめぐって生じた。しかし、いずれかの王朝に対する支持の表明は、君主と臣民（もしくは「王国 *el reino*」という共同体）の間の「権限・権力」を介した接合関係や、そのような関係の中に共同体を位置づけさせる法的根拠に対する考え方と結びついており、このような立場の違いにこそ、内戦の本質的要因の一つをみることができよう。

スペイン史研究において、スペイン継承戦争は、エリオットらの複合王政論を軸に、王権を核とする中央集権的統治モデルの支持者と、とくにカタルーニャに顕著な「法に依拠する政治モデル (*el constitucionalismo*)」の支持者との抗争として説明される傾向にある³。また、スペイン独立戦争については、「神、王、祖国を守るための、スペイン国民 (*la Nación española*) の一体的戦い」というロマン主義的解釈が長く根付いていたが、この神話は、H. ケイメンらの批判的研究によってもはや崩壊している⁴。一方、政治

3 代表例として、Albareda Salvadó, Joaquim, *La Guerra de Sucesión de España (1700-1714)*, Barcelona, 2010, が挙げられる。

4 そのような「神話」は、19世紀中葉の穏健派自由主義の歴史観が作り出した ➤

史、法制史の観点からは、ボナパルト朝ホセ1世支持の親仏派政府に対抗して、ブルボン朝の下で新たなナシオン（英語の **nation** にあたる）を建設しようとした一部愛国派の挑戦に焦点を当てながら、彼らがカデイス議会（史上初の実質的国民議会）で試みた立憲革命の意義が強調されてきた。しかし、君主との臣従関係を維持したまま国民主権を宣言した点や、カトリックを国教として定めた点など、近代性の限界も指摘される。

そのため、スペインにおける自由主義的革命の出発点としてのカデイス議会の成果は慎重に判断されなければならないが、本稿の意図は、近代初期の革命的政治運動の意義を問うこの討論に参画することではない。独立戦争とカデイス議会について、筆者は近世史研究の立場から、近世スペイン君主政の統治システムの限界があぶり出されることになった契機として理解することを試みる。そこで参照したいのは、スペイン独立戦争と並行して広く展開された自由主義的な政治運動を、大西洋の両岸にまたがる政治的領域——イスパニア世界——に生じた事象として考察することによって、イスパノアメリカの離反運動を、環大西洋革命の文脈よりもむしろスペイン君主政に固有の政治文化に由来するものとして提示したハビエル・ゲラの研究である⁵。その際ゲラは、そのような政治運動のイデオロギー的源流を、ハプスブルク王朝期にイベリア半島のエリートの間で普及し、18世紀後半の啓蒙主義者によって洗練された「歴史的国制主義（*constitucionalismo histórico*）」——中世の諸王国の議会の機能と「法にもとづく統治」の復活を求める政治的立場——に求めているが⁶、スペイン継承戦争を機に地方から提起された「法に依拠する政治」も、ゲラが再現するこの立憲主義の系譜のなかに位置付けることが出来るのではないだろうか。

本稿は、国際的紛争を背景に生じたスペイン継承戦争、スペイン独立戦争、イスパノアメリカの反乱という帝国崩壊の危機のなかで、帝国の統治シ

4 ものだった。K, Henry, *Del Imperio a la Decadencia. Los mitos que forjaron la España Moderna*, Madrid, 2006を参照。ただし、独立戦争勃発200年の節目を記念する2008年前後に、この歴史的事件を再評価する動きが生じたのも事実である。

5 カデイス議会の研究史については、主に Morales Moya, Antonio, “La Nación española preconstitucional”, *Cuadernos dieciochistas*, Núm. 12, 2011, pp.19-36, を参照。

6 Guerra, François-Xavier, *Modernidad e Independencias. Ensayos sobre las Revoluciones hispánicas*, Madrid, 2009.

システムを機能させてきた権力関係がどのように変化したのかを考察するものである。したがって本稿の目的は、近世スペイン君主政に特徴的な統治システムを、空間的にも時間的にも広がりをもつイスパニアの観点から明らかにすると同時に、主に共同体側が提唱した「イスパニアの歴史的国制主義」を明らかにすることである。

1. スペイン継承戦争

1) スペイン帝国崩壊の危機：列強に翻弄されるスペイン君主政

スペイン継承戦争とは、ハプスブルク朝カルロス2世の後継の王位をめぐって戦われた国際戦争である。生来病弱で嫡子のいなかったカルロス2世の後継者問題は、ヨーロッパ列強間の覇権争いに拍車をかけた。フランス・ブルボン朝ルイ14世がとる拡張戦略は、カルロス2世の異母姉にあたる妃マリー・テレーズ（マリア・テレサ）の相続権をたてにフランドルの帰属を要求するなど（1667-1668年 フランドル帰属戦争）、早くからスペイン領にも及んでいた。1690年代に入り、カルロス2世の病状の悪化とともにスペイン・ハプスブルク家の血統が途絶える可能性が高まると、ルイ14世は、孫アンジュー公フィリップをスペイン国王に即位させることによって、ヨーロッパとアメリカにまたがる「ブルボン家の帝国」の建設をもくろんだ。このようなルイ14世の野心を察知していたカルロス2世の父王フェリペ4世は、生前、病弱のカルロス王子に跡取りが生まれなかった場合に備えて、カルロスと同腹のマルガリータ王女の家系に優先的な継承権を認める旨を自身の遺言に記していた。それ以前にも、ルイ14世と娘マリア・テレサの婚姻を取り決めたピレネー条約（1659年）において、マリア・テレサ王女が結婚と同時にスペイン王位継承権を放棄することが定められていた。それにも関わらず、ルイ14世が王妃の相続権を執拗に主張したのは、王妃の継承権放棄と引き換えに約束されていた持参金が未払いだったからである。

一方、オーストリアのハプスブルク家の当主であり神聖ローマ帝国を支配した皇帝レオポルト1世も、母マリア・アンナがスペイン王家出身（フェリペ3世の娘で、フェリペ4世の姉）であることを根拠として、その血をひく息子カール大公の王位継承を主張した。

当事者であるカルロス2世は、精神疾患を患い、意志薄弱でもあったことから、自身の後継者選びに積極的な発言をすることはなかったとされる。し

かし、継承問題が混乱を極めていた1700年に入ると突如、父フェリペ4世の遺志を尊重し、ハプスブルク王家の当主としての使命を果たすべく、ブルボン朝の成立には否定的な態度を示すようになった⁷。この態度の変化には、宮廷内のハプスブルク派の工作も疑われる。実際、17世紀末から1700年にかけて、宮廷では王位継承の行方をめぐる対立が激化し、カルロス2世の意志をコントロールするための策略が渦を巻いていたのである⁸。

結果的に宮廷内の対立を制したのは、1699年4月末、実質的な最高行政機関であるカスティーリャ顧問会議の議長の座をクーデタ的な策略でもって奪取し⁹、さらには、王位継承者の推挙権を握る國務会議でも大きな影響力を持ったポルトカレロであった¹⁰。

國務会議内での票の取りまとめと、カルロス2世の病床への日参の甲斐あって、1700年10月2日、ポルトカレロは、ルイ14世の孫フィリップを後継者に指名する遺言書の作成に成功した。したがってポルトカレロは、スペインにおけるブルボン朝創設の立役者ともいうべき人物である。しかしこれは、彼がブルボン派だったことを意味するものではない。リボットが指摘するように、それは「困難で、恐らく痛みを伴う、しかしながら責任を果たすためには不可避な」選択だった。リボットはまたこの選択に「恐怖心」が作用したことも指摘している¹¹。ポルトカレロらは、何に対する責任を果たそうとし、何を恐れていたのだろうか。

ポルトカレロは当初、カルロス2世の後継者として、バイエルン公ヨーゼフ・フェルディナントを擁立していた。カルロス2世の同腹の姉の孫であるヨーゼフ・フェルディナントは、フェリペ4世の遺言で課された相続条件に

7 Peña Izquierdo, Antonio Ramón, *De Austrias a Borbones. España entre los siglo XVII y XVIII*, Barcelona, 2008, p.106.

8 詳細は、中本香、「スペイン継承戦争と宰相ポルトカレロの国家理性」, *Estudios Hispánicos*, 44号, 大阪大学外国語学部スペイン語部会, 2020, pp.96-106, を参照されたい。

9 ハプスブルク派の重鎮オロベサ伯をカスティーリャ顧問会議議長の座から引きずり下ろすため、マドリードで食糧暴動を扇動し、オロベサ伯を引責辞任に追い込んだとされる。Peña Izquierdo, A. R., *op. cit.* (*De Austrias...*), pp.97-99.

10 本名ルイス・フェルナンデス・ポルトカレロ。スペイン史では枢機卿ポルトカレロとして知られるが、本稿では1700年に宰相となる彼の政治家としての態度に注目する。

11 Ribot, Luis, *El arte de gobernar. Estudios sobre la España de los Austrias*, Madrid, 2006, p.255, cit. por, Albareda Salvadó, J., *op. cit.* (*La Guerra de...*), p.57-58.

合致する点で他の候補者よりも優位にあった。また、祖父である皇帝レオポルト 1 世からハプスブルク家の血筋を引き継ぎながらも、彼自身はバイエルン選帝侯の息子であるがゆえに、神聖ローマ帝国の利害に直接左右されない立場にあった。したがって、この人物をスペイン王位に据えることは、フランス・ブルボン家はもちろん、オーストリア・ハプスブルク家の政略をも無効にする策だった。この策の意義は國務会議内またカルロス 2 世にも支持され、1696 年 6 月、ヨーゼフ・フェルディナントを後継者に指名する遺言書への署名にいたったのだった。

王朝間の勢力均衡を図るイギリスやオランダは、スペイン宮廷のこの決定を歓迎した。しかし、フランスの反応は違った。大トルコ戦争で快進撃をみせるオーストリアの勢いに危機感を覚えたルイ 14 世は、これに対抗すべく領土拡大に執着し、英蘭に協力を要請した。その結果結ばれたのがハーグ条約である（1698 年 11 月、第一次スペイン分割条約）。これにより、これら三国は、ヨーゼフ・フェルディナントの王位継承を受け入れる見返りとして、スペインのイタリアの領土を息子グラン・ドーファンに割譲させることを取り決めた¹²。しかし、これはいわばスペイン帝国の分割条約であり、当事者の合意を欠くこの一方的な決定に、ポルトガレロら有力貴族は危機感を強めた。

予想外だったのは、1699 年 2 月にヨーゼフ・フェルディナントが 6 歳で夭折したことである。1696 年の遺言は無効となり、王位継承問題は振り出しに戻った。前述のとおり、この時期、カルロス 2 世はルイ 14 世の孫の即位に難色を示していたため、カール大公の王位継承と領土の一括相続が現実味を増した。これに対して、イギリス、オランダ、フランスの三国は、カール大公のスペイン王即位を認めるのと引き換えに、イタリアの領土ならびにイベリア半島北部のギブスコアをブルボン家に割譲させる分割条約を再度結び、ハプスブルク家による利益独占を何とか阻止しようとした（1700 年 3 月 ロンドン条約または第二次スペイン分割条約）。しかし、わずかな領土拡大でルイ 14 世の野心が満たされるはずもなく、またこの割譲によって地政学上の安全を脅かされるサヴォイア公やドイツの一部諸侯からは、大国の

12 なお、この分割条約では、オーストリアのカール大公に割譲される領土も取り決めている。しかしそれがミラノ公国のみで、グラン・ドーファンが獲得予定の領土と大きな開きがあった。これに対する不満が、宮廷に「ハプスブルク派」が形成される契機となった。Albareda Salvadó, J., *op. cit.* (*La Guerra de...*), p.47.

分割条約に断固抗議するための軍事行動を求める声がマドリードの宮廷に繰り返し届いていた(1700年5月頃)。こうして、スペインの王位継承と領土の分与をめぐる緊張は頂点に達し、大戦の勃発はもはや時間の問題だと思われた。

ポルトカレロは、ヨーゼフ・フェルディナントの死去直後から、列強の動向を注視しつつ新たな遺言書作成の準備を急いだ。継承戦争の勃発が不可避であるという現実を直視し、それを前提に、領土割譲という妥協を許さない強い野心と、戦争に必ず勝利できる軍事力を備えた同盟相手として、ルイ14世という強力な後ろ盾をもつフィリップを選択したのは当然の決断だっただろう。ポルトカレロは、フィリップの「祖父からの独立」などを条件としてルイ14世と交渉し(1699年11月)¹³、フィリップのフランス王位継承権放棄も盛り込んだ遺言状の草稿を練るなど、ルイ14世の野心に備えた。

残る問題は、病状が日に日に悪化するカルロス2世の説得だった。1700年7月から9月にかけて、列強からは、ヨーロッパの勢力均衡の維持に不可欠な領土の割譲を認めなければ実力行使も辞さない、という軍事的圧力が強まっていた¹⁴。王位継承に関して正式な宣言が出されない状況のなかで、もしも何かのきっかけで開戦が早まり、混乱の中でカルロス2世が死去すれば、フィリップに王位を継承させる計画は無効となってしまう。そうなれば、君主不在のスペインの領土は、列強間で公然と取引される対象となり、分断、崩壊は避けられないだろう。そのような最悪のシナリオを現実のものにしないためにも、列強が痺れを切らして宣戦布告する前に、あるいはイタリアやドイツの諸侯が列強の触発に耐え切れず軍事行動をとる前に、遺言に基づく正式な王位継承を実現しなければならなかった。ポルトカレロがカルロス2世の説得を急いだのはまさに、遺言という手続きに、君主の権限の正当性の根拠の一つを見ていたからだろう。カスティーリヤの政治文化において、王位継承問題は、王国議会の招集、共同体による意思決定が必要な事案ではなかったのだ。

13 1699年11月、ポルトカレロは宮廷内で、オーストリア大使、フランス大使と交渉し、アンジュー公フィリップがスペイン君主政の全領土を一括相続する旨、合意を成立させた。Peña Izquierdo, A. R., *op.cit.* (*De Austrias...*), p.101.

14 *Ibid.*, p.103

2) カスティーリャの政治文化と王位継承問題

このような王位継承をめぐる争いに、地域政体はどのようにかわったのだろうか。ポルトカレロを筆頭に、ブルボン朝支持を選択したカスティーリャの政治エリートの思想的基盤を知るうえで有益なのが、前述した宰相ポルトカレロの甥、ペドロ・ポルトカレロ・イ・グスマンが著した論考『スペイン王政の舞台』（1700年）である。この論考によると、スペイン君主には何よりも、「(世界の全ての家門のなかで) 最も敬虔で、最もカトリック的で、最も高貴な」「カスティーリャの家門」を受け継ぐ資質が問われていた。「カスティーリャの家門」とはすなわち、カトリック世界の防衛の意義を持つレコンキスタ運動の始祖、ドン・ペラヨから脈々と受け継がれるものであり、君主が属する家系に関わらない。重要なのは、「キリスト教の気高き政治の手引き」に基づき「温和な支配を行う」統治者の資質だった¹⁵。

このような君主像の起源は、13世紀中葉、アルフォンソ10世の『七部法典』にさかのぼる。この法典において、王は、「至高の権能 (*summa potestas*)」が与えられた「神の代理人」であり、司法権と立法権の独占が認められている。しかしそれと同時に、王には「自己の利益よりも臣民共通の利益を常に優先させ」「法を公正に行う」という義務が課された。なぜなら、王が神から委託された権限は、人民を介して委譲されたものだったからである。このように、『七部法典』には、自然法や教会法、そしてローマ法の影響が色濃くにじんでいる¹⁶。

カトリック的倫理論と融合したカスティーリャ固有の王権理論は、フランシスコ・スアレスらに代表されるサラマンカ学派や修道会所属の法学者が発展させた「神秘的政体 (*corpus mysticum*)」の概念と「(民から君主への) 権

15 Iñurrítegui Rodríguez, José María, “1707: la fidelidad y los derechos”, Fernández Albaladejo, Pablo, *Los Borbones y memoria de la nación en la España del XVIII*, Madrid, 2001, pp.249-250, 252.

16 『七部法典』における王権の記述については、大内一、「トラスタマラ内戦とカスティーリャ王権—ペドロ1世の〈暴君〉像の形成とエンリケ2世の即位の正当性をめぐって—」, *Estudios Hispánicos*, 20号, 大阪大学外国語学部スペイン語部会, 1996, 171-193頁, ならびに García Marín, José María, “La Doctrina de la soberanía del monarca (1250-1700)”, *Fundamentos: Cuadernos monográficos de teoría del estado, derecho público e historia constitucional*, 1, Oviedo, 1998, pp.21-86 (筆者が入手したガルシア・マリンのデジタル版論文にはページ数の記載がないが、当該箇所は脚注番号22を含む段落に掲載されている)を参照した。

限委譲 (traslación del poder)」の理論をベースに肉付けされていった¹⁷。たとえば、ベネディクト会士フアン・デ・サラサル『スペインの政治 (Política española)』(1619年)は、当時物議をかもしっていたマキャヴェリの世俗的な国家理性に対抗して、スペイン固有の宗教的な国家理性を是とする政治的論考の一つである。サラサルによれば、君主が「修道士の思慮深さ (prudencia monástica)」をもって統治する対象は、レコンキスタという天命を受けた「選ばれし」スペインの民であるが、そうであればこそ、イスラム侵入以前のスペイン(統一的西ゴート王国)の姿を取り戻すためにも、君主にはカトリック的な正義の監督者であることが求められた。このように、数多くの地域政体から構成されるスペインの「構造 (edificio)」上の問題点を考慮しながら、統治者の倫理観をスペイン君主政の一体性と関連付けて考察している点が特徴的である¹⁸。

アロンソ・カリーリョ・ラッソ・デ・ラ・ベガの論考(1626年)では、「地上の君主」が主イエス・キリストの代理として行使する「至高の権限 (la soberanía)」が主題として扱われている。それによれば、自然法に由来するこの至高の権限を民が君主に譲渡した時点で、民の権限は無効である。この意味において君主は人定法の制約を受けないが、絶対的権威でもない。なぜなら王は、王国の安寧のために「(臣民に)正しく神聖に命令する」という義務を負うからである。そこで、王権を制御する機関として、王国議会が重要な役割を果たす必要がある。王国議会とは、君主と諸身分が「互いの愛」を伝達しあう空間、あるいは公共善を維持するための装置だからである¹⁹。

17 イエズス会士リバデネイラの説明を例にとると、スペイン君主政とは、頭である君主と胴体である臣民の共同体 (su república) によって構成され、この神秘的な体が機能し、全体の「善」を発生させるためには、君主のカトリック的慈愛と、臣民の君主への奉仕の相互的作用が必要であった。Pedro de Rivadeneira, *Tratado de la religión y virtudes que debe tener el príncipe cristiano*, 1585, cit. por. García Marín, J. M., op.cit. (“La doctrina de...”). 当該箇所は、後注番号(141)を含む段落に掲載。

18 Fernández Albaladejo, Pablo, “El pensamiento político: perfil de una ‘política’ propia”, Fernández Albaladejo, P., *Materia de España. Cultura política e identidad en la España moderna*, Madrid, 2007, pp.96-102. サラサルの論考については、Lada Cambor, Jesús, “‘La Política española’ de fray Juan de Salazar”, *Berceo*, no.60, 1961, pp.207-232 も参照した。

19 カリーリョ・ラッソ自身は鉱物学者であり、神学者、法学者ではない。しかし、彼の論考を分析したアルバラデホは、カリーリョの論述と、アウグスティノ修道会士フアン・マルケスの『キリストの統治者 (El gobernador cristiano)』(1612) ↗

17世紀末にも、イエズス会士フランシスコ・ヌニェス・デ・セペダが、聖職者が従う「良き牧人の概念」に触れながら、これを君主の政治的課題にも応用するべきだと説いている。そしてこの論考（1682年）が、枢機卿でトレド大司教でもあったポルトカレロに宛てて書かれたという事実にも注目したい。カトリック的慈愛を持って臣民を支配する「最高の牧人」たる君主の理想像は、後の王位継承問題に関して下されるポルトカレロの政治的判断にも少なからず影響を与えたと考えられる²⁰。

ただし、近世カスティーリヤの政治論が完全に宗教色を帯びていたとも言いきれない。アラモス・デ・バリエントスは、ネーデルラントの反乱の長期化によって帝國的支配の困難さが浮き彫りとなりつつあった16世紀末から17世紀初頭に王の秘書官として仕えた人物であり、新国王フェリペ3世が即位した際には、統治の技法について助言する論考を献上している。その中で彼は、先王フェリペ2世を反面教師としながら、統治者には「力の自制」、「調和」、「慎重さ」が求められると説いた。帝国が呈した「アシンメトリーな編成」を複合君主政の維持・発展の障害とみなした視点はサラサルと共通しているが、バリエントスの場合、宗教的な徳や倫理とは別の次元で専制的統治に警鐘を鳴らしているという特徴を持っている²¹。

以上のように、共同体との相対的關係性の中に王権を位置づける理論や法的根拠が示され続けたことは、君主側が強権化を志向する傾向にあったことの裏返しとも言えるだろう。実際カスティーリヤでは、アルバラデホの指摘通り、「王の決定権（el “decisionismo regio”）」が強大で、王はその大権を行使する形で「王命（pragmática sanción）」を下した。それとは対照的に、王国議会は、ラッソ・デ・ラ・ベガが期待したような機能を果たすことは出来なかった。その理由としては、カスティーリヤ固有の法の欠如が挙げられ

ㄨ との類似点の多さを指摘しながら、カリリーヨの統治論の基礎がマルケスのキリスト的君主論にあったことを暗示している。Fernández Albaladejo, P., op. cit. (“El pensamiento político...”), pp.107-113.

20 Ibid., p.122.

21 アラモス・デ・バリエントスの政治論については、García García, Bernardo José, “Setting Limits to Grandeur: Preserving the Spanish Monarchy in Iron Century”, Robert con Friedeburg & John Morrill (eds.), *Monarchy Transformed: Princes and Their Elites in Early Modern Western Europe*, Cambridge, 2017, pp.127-163；竹下和亮、「スペイン「国家」の成立—アラモス・デ・バリエントスの国家理性論—」、立石博高編著、『スペイン王国と複合君主政』、昭和堂、2018年、153-195頁を参照。

る。というのもカスティーリャでは、『七部法典』の主な法源であるユスティニアス法典や教会法などの「普遍法 (*ius commune*)」が法制の基礎を成していたからである²²。

17世紀末、王政存続の危機という重大な局面で、非常に困難な政治の舵取りを任されたのは、以上のような政治文化的背景を持つカスティーリャの貴族だった。そして1700年10月、ポルトカレロは、列強間の覇権争いに起因する帝国崩壊の危機を乗り越えるため、絶対王政を実践する仏ブルボン家から新たな君主を迎えるという苦渋の選択をした。そして、カルロス2世の合意をようやく取り付けると、彼は、この選択が引き起こしうる統治上の困難を回避するための策を練りながら、それを遺言書に盛り込んだ。第一に、フィリップ自身のフランス王位継承権の無効化、およびスペインとフランス、両王国の「将来的合邦の禁止」が明記された²³。また、スペイン君主の義務として、良きカトリック王であることが挙げられた。さらに、司法機関、行政システムに変更を加えず、「予の諸王国の法とフェロス（地域特権）を遵守」することを義務付けただけでなく、地域の行政・司法機関は全て「その王国の出身者 (*naturales de ellos*) によって運営される」ことも命じるなど、フランス式の中央集権的統治は否定され、地域政体の自立性が尊重されていることがわかる²⁴。

前述した『王政の舞台』でも同様に、各王国の法、制度、機関の維持が推奨されているが、それはあくまでも諸地域の反発を防止するための統治技法であって、フェロスに立脚する地域主権を認めていたわけではなかった²⁵。フェロスという人定法への過剰な執着は、固有の法が事実上欠如していたカスティーリャのエリートには理解しがたいものだったのだ。

3) 王位継承戦争とアラゴン諸国

カルロス2世が逝去したのは、1700年11月1日のことである。その直前に作成された遺言でカルロスが後継者に指名していたアンジュー公フィリップは、同11月16日、祖父ルイ14世の前でスペイン君主を宣言すると、翌

22 Albaladejo, F., op. cit. (“El pensamiento político...”), p.113: Albalade Salvadó, J., op. cit. (*La Guerra de...*), p.32.

23 Peña Izquierdo, A. R., op.cit. (*De Austrias...*), p.116.

24 Albalade Salvadó, J., op.cit. (*La Guerra de...*), pp.51-52.

25 Iñurritegui Rodríguez, J. M., op. cit. (“1707: la fidelidad...”), pp.254-256.

1701年2月18日、熟練の廷臣に取り込まれながらマドリードに到着した。亡き王の命により暫定的全権を任されていたポルトカレロは、新国王の到着を喜ぶと同時に、トレド大司教として塗油による聖別の儀式を執り行った。5月8日には、マドリードのサン・ヘロニモ修道院でカステイーリャ議会在が開催され、フェリペ5世の即位が宣言された²⁶。

これに先立ち、フェリペ5世は、国境の町イルンからマドリードへ移動する道中の1月23日、カタルーニャの諸機関宛てに通達を出している。その中で彼は、近くバルセロナで公国議会を招集し、カタルーニャの法と特権の遵守を宣言する意志を示した。またそれと同時に、副王ダルムシュタット公を罷免し、ポルトカレロの甥であるパルマ・デル・リオ伯（通称パルマ伯）を新たに指名する意向を伝え、その承認を要請した²⁷。ドイツ諸侯の家系出身のダルムシュタット公は、かつてファルツ戦争のときにカタルーニャ防衛に尽力した英雄であり、副王即位後も地元エリートとの間に政治的信頼と経済的連携関係を築いていた。この人物がカタルーニャの政体に及ぼす影響力の危険性を察知したフェリペ5世は、結局、カタルーニャ諸機関の回答を待たずにパルマ伯を新副王に任命した。そしてこのことが現地からの強い反発を招くことになるのだが、カタルーニャ側からすれば、この時点で統治契約を交わしていないフェリペからの要請自体が、合法性を欠いていたのだった。

カタルーニャをはじめ、旧アラゴン連合王国を構成した諸地域には、統治契約の概念 (*el pactismo*) が強く根付いており、それこそが各王国の政治的自立性の根拠でもあった。統治契約は、各王国で神話的に語り継がれてきた建国の歴史にその起源を持つ。アラゴン王国の場合は、『歴史とフェロス、司法と政治に関する論考』（1676年）にその手掛かりを探ることができる。それによれば、イスラーム支配からの解放を目指すアラゴンの民が、ソブラルベに集って「立法権の存する政治的で神秘的な集合体」を構成し、「ソブラルベのフェロス」を制定した。そのフェロスが定めたとところによると、民に存する最高権力が君主に委譲された。そして、この権限受託をもって両者間で統治契約が成立したとみなされる。この時、民は権限を委譲しただけであって放棄はしていない。したがって、立法権は「君主と同様に王国にも存

26 Albaladea Salvadó, J., op. cit. (*La Guerra de...*), pp. 64 y 77; Peña Izquierdo, A. R., op. cit. (*De Austrias...*), p.152.

27 *Ibid.*, p.150.

する」と考えられた²⁸。またカタルーニャの場合は、『真実の光』(1698年 作者不詳)のなかに、統治契約と固有の法の起源が明確に記されている。801年、バルセロナはカール大帝から征服され、フランク王国のヒスパニア辺境区に編入された。しかし、『真実の光』が語る歴史はこれと大きく異なる。それによれば、バルセロナは、「自由で自発的な降伏」の結果としてカール大公を自らの統治者として選択したのだった。そして、このときに交わした協約に基づいて、カタルーニャはフェロスを享受する権利を有する一方、君主がフェロスを侵害した場合には、君主の統治者としての権利も無効になるのである²⁹。

このような「法に基づく統治」の考え方にに基づき、アラゴン諸国では、新国王の即位に際して、王国(または公国)議会を開催して統治契約を更新する必要があった。新国王と諸身分代表が議会に集い、国王側が先に法の遵守を誓約し、これを受けて諸身分代表が臣従を誓うという手続きを踏むことによって契約が更新され、そこで初めて新国王の権限は有効性をもちえたのだ。この統治契約の儀式は、王権と王国による権力の分有を再確認するという意義を持ち、両者間に係争中の問題がある場合には、法に依拠しながらこれを解決する絶好の機会でもあった。

実際、1700年頃、カタルーニャの政体と王権は、同地域に駐屯する国王軍の維持費負担問題(*el alojamiento*)、地方の諸機関の官職任命への王権の介入問題(*la insaculación*)、1659年のピレネー条約によって失われた領土(ルシヨンとセルダーニャの一部)の回復、自衛のための武装の許可といった様々な政治的問題を抱えていた。また、カタルーニャの商人は、経済利権の維持・回復のために、植民地貿易への参入の自由化や、国境地域におけるフランス商人の密輸の取り締まりなどを王権に強く働きかけていた³⁰。

このように、1700年当時のカタルーニャでは、諸問題をフェロスに依拠しながら解決しようとする機運、すなわち「法に基づく統治(立憲主義)」を求める声が高まっていた。したがって、このタイミングで議会を招集する

28 本稿では、アラゴン王国のロブレス伯爵が1708年にフェリペ5世に宛てて記した建白書の引用を参照した。Iñurrítegui, J. M., "Las Memorias del Conde de Robres: la nueva planta y la narrativa de la guerra civil", *Espacio, Tiempo y Forma, IV, Historia Moderna*, 15, 2002, pp.230-231.

29 Iñurrítegui Rodríguez, J. M., *op. cit.* ("1707: la fidelidad..."), pp.250-251.

30 Peña Izquierdo, A. R., *op.cit.* (*De Austrias...*), pp.108-113.

ことは、君主政内部の問題を露呈させ、未だ不安定な新王朝の威厳を損なう危険をはらんでいた。そのため宮廷では否定的な声も聞かれた。また、やむなく議会を開催するとしても、それは王権側の要求を王国に受け入れさせるための招集にすぎず、公国からの交渉の要請に応じるべきではないとの助言もあった³¹。

このような反対派の意見にも関わらず、フェリペ5世は約束通りバルセロナへ向かった。その実現には、中央と地域をつなぐ中立的パイプ役として予想以上の働きをみせた新副王パルマ伯の尽力があった。マドリードを出発したフェリペ5世は、先にサラゴサに立ち寄り、アラゴン王国議회를招集して形式だけの統治契約を済ませてから（1701年9月17日）、バルセロナへ移動した。9月30日、ロサ伯爵の出迎えを受けたフェリペ5世は、サン・フランシスコ広場でまずは現行の法に誓いをたてた。そして、10月12日、カタルーニャ公国議会が開幕した。約3か月に及ぶ議論の過程では交渉決裂寸前の場面もあったものの、諸身分側も特別上納金の支払い要求に応えるなど一定の譲歩をしつつ、全体的には概ね公国側の要求が受け入れられた³²。カタルーニャの法が改訂されたのである。そこでカタルーニャの諸身分はフェリペ5世に忠誠を誓い、公国議会が無事閉幕した（1702年1月14日）。

カタルーニャ公国議会が開幕する前の1701年5月、プリンツ・オイゲン率いるオーストリア軍がスペイン領ミラノ公国に進軍したことによって、スペイン継承戦争は事実上始まっていた。そして同9月、オーストリア、イギリス、オランダがカール大公支持で大同盟を結成したことをもって、ついに全面戦争の火ぶたが切れて落とされた。カタルーニャに忠誠を誓わせることに成功したフェリペ5世も、祖父ルイ14世が用意した艦隊に乗って、ナポリ遠征のため出港した（1702年4月8日）³³。一方、アラゴン王国では、特別上納金問題が未解決だったため、前年11月にスペインへやってきたばかりの王妃マリア・ルイサが王の代理として同王国議회를招集した（1702年4月26日開幕）。しかし、アラゴンの諸身分側がこの機会に乗じて様々な要求を突き付けてきたために、当惑した王妃はアラゴンを立ち去ってしまった（6月17日）。この後、議会を続行すべきかどうか、続行する場合は誰が王の代理を務めるのかについてさえも、宮廷とアラゴンの諸身分の間で意見は

31 *Ibid.*, pp.165-166.

32 Albalade Salvadó, J., *op. cit.* (*La Guerra de...*), pp.82-83.

33 *Ibid.*, p.83.

分かれ、再開の目途は立たなかった。

このような意見の衝突そのものに、「法に基づく統治」に対する考え方の違いが表れている。このとき、アラゴンの貴族代表は、議会の意義を3つ説くなかで、その一つとして、「(王から我々に)認められるフェロス、そして(我々が王に)切願する恩恵でもって、王国をより良くすること」を挙げたが、このような統治契約主義の高まりこそ、宮廷の顧問官たちが恐れていたものだった³⁴。結局、アラゴン王国議会は閉幕が宣言されることなくうやむやに終わり、バレンシア王国議会は召集すらされなかった。

統治契約が成立したカタルーニャでも、この後急速に、反王権の機運が高まっていった。その理由は、同地域の貿易ネットワークの一角を成していたオランダとイギリスの商人が国外追放を命じられたこと、これに対してカタルーニャ諸機関がフェロスの侵害であると抗議したこと、また健康問題を理由に退任したパルマ伯に代わって副王となったベラスコが、親ハプスブルクが疑われる市民を弾圧したことなどである。そして1705年夏、ダルムシュタット公を介した大同盟側の支援と手引きによって、カタルーニャがブルボン朝から離反して大同盟に与すると、アラゴン、バレンシアもこれに続いた³⁵。

スペイン王カルロス3世を名乗るカール大公もポルトガル経由で地中海からバルセロナに上陸し、こうして国際戦争の枠組みのなかで内戦が始まった。同年12月には、カルロス3世の下で公国議会が開幕し、先の議会でフェリペ5世に誓った忠誠は撤回され、カタルーニャの特権層ならびにブルジョワジーにとって前回以上に満足度の高い一連の法が制定された³⁶。しかし、内戦自体は、1707年4月のアルマンサの戦いで以降ブルボン朝の西仏連合軍有利で展開し、5月にはアラゴンとバレンシアが陥落した。6月29日、フェリペ5世は、これら2地域の全ての「フェロス、特権、習慣、慣習を完全に廃止」し、カステリーヤの法と司法制度に一元化することを命じる王令を公布した。そしてこれを皮切りに、被征服地の戦後処理のための法令が

34 *Ibid.*, 87-88. アラゴンの貴族代表が挙げた議会の意義の残りの2つは、「臣民が王への奉仕に努めること」と「正義の恩恵」である。

35 詳しくは、「スペイン継承戦争にみる複合君主政 大きな政体・小さな政体」、古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』、山川出版社、2016年、201-203頁を参照されたい。

36 Albaladea Salvadó, J., *op. cit.* (*La Guerra de...*), pp.178-185.

次々と公布、施行されていった。各王国の身分制議会も廃止され、各地域から1名ずつ、カスティーリャ王国議会で議席を与えられるのみとなった。これら一連の法令は「新組織王令」と総称されるが、なかでもこの6月29日の王令は、地域固有の法と制度の廃止を、君主の「至高の権限」と「征服権 (el derecho de conquista)」で正当化するなど、統治契約の原則を根底から否定している点で、新王朝の絶対主義の象徴ともいえる³⁷。

この新体制とその成立の経緯に対して、アラゴンやバレンシアからは強い反発が起こった。反発は、ハプスブルク派だけでなくブルボン派陣営内からも噴出した。例えば、アラゴンの有力貴族でありながらフェリペ5世を支持したロプレス伯さえも、カスティーリャ貴族が独占する國務会議が独断で新国王を決定した事実と、カルロス2世の死去からフェリペ5世が即位するまでのいわば空位期にポルトカレロらが行使した権限の非合法性を訴えた³⁸。このような批判にも関わらず新王朝の強権性が増す一方、カタルーニャの攻略も進展し、1711年の段階で、残すはバルセロナとその周辺のみとなった。また、その後の国際情勢の変化を背景に、継承戦争は1713年ユトレヒト条約の締結をもって終結し、ハプスブルク陣営はバルセロナから完全撤退した。こうして、バルセロナは頼るべき君主を失ったが、同年7月9日、諸身分代表臨時会議は、自然法と統治契約の原則に基づきながら抵抗の続行を決定した。そしてこれ以降、彼らの抵抗運動には、新体制の制圧からカタルーニャを解放するため、そしてスペイン全体の自由を防衛するための戦いという意義が与えられた。しかし、1714年9月11日、バルセロナもついに陥落し、1716年1月16日、カタルーニャにも「新組織王令」が施行された³⁹。

以上のような展開を観察すると、アラゴン諸国の統治契約の理想は、内戦という逆境のなかでこそより強く意識され、言語化され、運動として具現性を帯びていったということが出来る。ともあれ、「新組織王令」に始まる法と制度の一元化政策によって、アラゴン諸国の「法にもとづく統治」を求め運動は挫折した。しかし、それは制度上の挫折であって、地域政体に根付いていた「法に基づく統治」の考え方自体が無効化したわけではなかった。継承戦争終結後、ハプスブルク派の一部の知識人はブルボン朝の弾圧を恐れ

37 Iñurrategui, J. M., op. cit. ("1707: la fidelidad"), pp.267-268.

38 Iñurrategui, J. M., op. cit. ("Las Memorias del..."), pp.243-244.

39 詳しくは、中本香、前掲論文 (「スペイン継承戦争と...」)、203-206頁を参照されたい。

ウィーンに亡命したが、彼らが亡命先から発信した反ブルボンの言説にも、複合王政の理想が明確に表れている。例えば、アラゴン出身のアモール・デ・ソリアは、1730年代から1740年代にかけて、スペイン君主政の再編の可能性について考察する論考を複数執筆したが、それはハプスブルク朝礼賛の書ではなく、むしろ16、17世紀の同王朝の統治の問題点を激しく非難するものだった。ソリアによれば、ハプスブルク王朝が悪意をもって議会を軽視し、「公共の安寧 (la salud pública)」のために諸身分が発議する策を拒否したことが、「諸王国が今日患っている危険な病」の要因だった。またソリアは、スペイン君主政内部の結束の欠如についても、「君主政(全体)の病」の一因として指摘した。そして、諸王国間の不和と敵意を解消するためには、アラゴン諸国の税負担の軽減と、カスティーリャ貴族が独占している「宮廷の利益」の公正な分配が必要であると提言している⁴⁰。これらの問題点を改善することによって、ハプスブルク朝の再生が可能だと考えたのである。

またカタルーニャの法学者ドメニク・デ・アグレは、1720年代に執筆した論考のなかで、君主が固有の法を遵守しながら統治する「公国 (Principado)」と、「外国(出身)の君主の法」に基づいて地方長官が統治する「地方 (Provincia)」を対比させながら、また、公共善をもたらす「法による支配 (dominio jurisdiccional)」と、「所有者的支配 (dominio propietario)」の違いを強調しながら、カタルーニャのフエロスの復活を目指した⁴¹。

2. 「戦間期」における政治共同体概念と政治思想的発展

王位継承戦争後、ブルボン朝は「新組織王令」の方針に基づきながら、中央集権化ならびに法と制度の一元化を進めていった⁴²。征服した地域では、反乱の再発防止のために軍政が敷かれた。このような中央集権化政策は、主としてフランス出身の廷臣が常にパリの宮廷と情報交換しながら主導したものだ。国王大権に立脚したこのような絶対王政の方針は、「神秘的政体」

40 Albaladea Salvadó, J., *op. cit.* (*La Guerra de...*), pp.478-479.

41 *Ibid.*, p.476.

42 その一方で、継承戦争を通じてブルボン朝支持を貫いたバスクとナバーラは、特権的地方として固有の法と諸機関の維持が認められ、またカタルーニャに関しても、民法は廃止を免れ、カタルーニャ語の使用も公の場や公文書以外では取り締まりの対象外とされるなど、一元化政策が不完全であったことも事実である。

を理想とするカスティーリャの政治エリートとの間に軋轢を生んだ。

そのスペインでも、18世紀後半に入ると、スペイン人自身の手によって専制君主制が試みられることになる。しかし、それは王権の絶対性自体を是とするものではなく、実利主義的な国家戦略に王権を位置付けた結果であった。カルロス3世治世下で登用された啓蒙派官僚は、「(王権の) 神聖性に過剰な重要性を与えない」世俗の論理でもって⁴³、公共善を物質的豊かさに読み替えながら、スペインという国家の繁栄を王朝の利益と切り離して論じた。そしてそのために、経済・社会制度改革の障害となる「中間的諸団体」の利権構造を打破する必要から、絶対的な権威の存在を求めるにいたったのだった。その構想の前提は、臣民一人一人と絶対的君主が垂直的に結びついている君主政である。しかし、臣民同志はまた、同国人、社会の構成員、スペインの民として並列的に結びついており、そのような個人の集合体がナシオンとして理解された。このように、1770年代から1780年代にはすでに、「啓蒙的ナシオン」あるいは「前自由主義的ナシオン」が、理論上は成立していたのである⁴⁴。

このようなナシオンは、啓蒙運動初期にあたる1720年代から1740年代に、ベネディクト会士フェイホーやイエズス会士コドルニューが語ったパトリア——「全体の善」のために君主と臣民がそれぞれ使命感をもって愛を注ぐ対象としてのスペイン——とはもはや異なる⁴⁵、一種の政治集合体であった。1760年代には、そのようなパトリア論とナシオン論の融合を、カタルーニャの法学者ルマ・イ・ルセイの論考(1768年)に見ることができる。彼が目指すのは、スペインという大きなパトリアの公共善である。そして、その実現の最高責任者である君主には、特定の間人・集団の抵抗の抑止力として絶対的権力の行使を認めるのと同時に、カスティーリャ顧問会議にも公共善実現の補佐役を期待している。興味深いのは、カスティーリャ顧問会議の役割を論じるにあたり、イギリスの議会とフランスの高等法院(原書で

43 Maravall, José Antonio, *Estado moderno y mentalidad social*, ss. XVI-XVII, Madrid, 1972, cit. por Guerra, F., *op. cit.* (*Modernidad...*), pp.107.

44 Morales Moya, A., *op. cit.* (“La Nación española...”), p.35.

45 フェイホーとコドルニューのパトリア論については、Fernández Albaladejo, P., “Dinastía y comunidad política. El momento de la patria”, Fernández Albaladejo, p. (ed.), *Los Borbones. Dinastía y memoria de nación en la España del XVIII*, Madrid, 2001, pp.505-506 y 510-511, を参照。

は、両者をまとめて el parlamento と表記されている)を引き合いに出していることである⁴⁶。人々が「パトリアへの忠誠 (el espíritu patriótico)」を「委託する機関 (el cuerpo depositario)」——有益な政策を思索する「ナシオンの(代表)機関 el cuerpo nacional」——の役割を担うことができるのは、すでに形骸化していた議会ではなく、カスティーリャ顧問会議だったのだ。

以上のように、専制君主政スペインと統一的ナシオンとしてのスペインの両立を啓蒙派が目指したことは、ブルボン王朝にとっても好都合だった。ブルボン朝の保護下で創設された王立歴史アカデミー(1738年創設)も、同王朝の中央集権的統治に正当性を与えるべく、17世紀にスペインが陥った衰退の責任をハプスブルク王朝に負わせ、また古代イベリア半島に存在したとされる神話的統一国家と「新組織王令」施行後のスペインに連続性を与えるような歴史編纂を行った⁴⁷。そのような政治状況のなかで、複合君主政の統治システムの復活を要求することは、スペイン国内では困難だったと推測される。

そうであればこそ、アラゴン諸国のエリートは、数少ないチャンスを活かそうとした。1760年、カルロス王子が王位継承者であることを宣言する目的で半世紀以上ぶりにカスティーリャ王国議会在が招集されたが⁴⁸、これに出席した旧アラゴン諸国の中心都市の代表は、フェロス廃止の撤回を求める意見書を提出した。この時彼らが訴えたのは、法の統一性ではなく、同一の君主に対する忠誠心によって結びついた緩やかな統合の中にこそ、スペイン君主政全体にとっての「公共の幸福 (felicidad pública)」が実現するということだった。前述のルマ・イ・ルセイも、1766年の論考のなかで、ローマ帝国の統治に照らしながら、抵抗が強かった地方との間にこそ誠実で緊密な関係を構築するべきであるとの見解を示し、各地の慣習の尊重を主張した⁴⁹。また、ナバーラ出身の聖職者、フアン・デ・パラフォックスが1630年代に執筆した論考が、1762年と1782年に繰り返し再版されているという事実もこの時代背景のなかで理解されるべきであろう。パラフォックスによれば、

46 Ibid., pp.525-527.

47 「聖典の民の始祖アブラハムの時代よりもさらに1000年前に」建国された「原始的な」「想像上の統一国家」が参照された。Ibid., pp.514-515.

48 ただし、1701年に召集された前回の議会も、本稿に記述した通り、形式的なものであった。諸身分との合意形成を必要とした本来の議会招集は、さらにフェリペ4世の治世、1660年代まで遡らなければならない。

49 Ibid., p.526.

スペインというナシオンは、地理も気候も多様な、複数の小さな「自然の存在」によって構成されるもので、カトリック両王による王朝の統合以前から存在していた。そのような自然由来の多様性を無効化することは、神の摂理に反する傲慢な態度であると同時に、地方間に不和を引き起こし、結局は統一とは真逆の対立を招くものに他ならなかった⁵⁰。

3. カルロス 4 世の治世の政治的混乱とスペイン独立戦争の勃発

1) カルロス 4 世の即位からボナパルト朝の成立まで

1788 年末、カルロス 3 世が逝去すると、1760 年の議会で宣言されたとおり、カルロス 4 世が即位した。これに際して、宰相にフロリダブランカ伯が(1779 年から継続)、王国議会議長にカンポマネスが任じられたことは、カルロス 3 世の治世末期に宮廷内で生じていた啓蒙改革派(國務長官を中心とする近代的な行政府の下で、統一的スペインの再生を目指す)と伝統派(別名アラゴン派。顧問会議中心の伝統的統治体制と、地域政体の復権を目指した)との勢力争いに、啓蒙派側勝利の形で一旦結論が出されたことを意味した。

啓蒙派がその学識を深めた場所は大学である。カルロス 3 世の時代、スアレスら新スコラ学派の政治論——絶対王政の論理と相いれない「民から君主への権限譲渡」の理論——は禁じられたが⁵¹、その一方で学生は、新たに開設された自然権の講座を受講し、ルソーやロックらの契約論を学ぶことができた。主に小貴族出身の彼らがカルロス 3 世の宮廷で重用され、特権層の利害にとらわれず大胆な改革を推進したことは前述のとおりである。

しかし、翌 1789 年夏、フランスの大革命に啓蒙思想が及ぼした影響の大きさが明らかになると、啓蒙主義や自由主義を支持することは現行体制への挑戦とみなされ、弾圧の対象となった。フランスとの国境には、危険な思想の流入を阻止するべく防疫線ははられた。それにもかかわらず、自由主義的諸理念が一部知識人の間で徐々に普及し、またそれらと共通点を持つ統治契

50 パラフォックスのナシオン論については、Ibid., p.494; Fernández Sebastián, Javier, “España, monarquía y nación. Cuatro concepciones de la comunidad política española entre el Antiguo Régimen y la Revolución liberal”, *STUDIA HISTORICA* (Historia Contemporánea), vol. XII, 1995, pp.51-52, を参照。

51 Guerra, F. Xavier, *op. cit.* (*Modernidad...*), pp.105.

約の概念がエリートの政治的理想のなかで生き続けたのも事実だが⁵²、フランス革命後の反動的気運のなかで、その理想を具現化するための運動に着手することは不可能だった。ルソーに心酔したホセ・マルチェナなどは亡命の道を選び、フランスから「スペイン国民へ *A la Nación española*」と題したパンフレットを発行して革命の意義を説いた⁵³。しかし、フランス革命のその後の顛末、すなわちジャコバン派の挫折からナポレオンの台頭までの展開を考慮すると、急進的な啓蒙派でさえも革命へと突き進むことに慎重にならざるをえなかった。

このようなジレンマに陥るなかで、啓蒙派官僚の代表の一人であるホベリャーノスは、エドモンド・バーグの『フランス革命の省察』(1790年)にスペインが進むべき革命のヒントを得た。フランス人権宣言がうたう抽象的な自由を批判して、名誉革命後にイギリス議会が制定した権利章典の「歴史的な権利と自由」を賞賛するバーグの立場は、ホベリャーノスの歴史的立憲主義、すなわち中世イベリア半島の諸王国の議会制と「法に基づく統治」を理想化する立場と合致したのである⁵⁴。しかしながら、ホベリャーノスは単なる懐古主義者ではなかった。トマス・ペインやコンドルセのバーグへの反論にも刺激を受けた彼は、「王との新たな対話(の場)」——従来の諸身分代表ではなく、ナシオンの代表機関を想定していたと思われる——において、共同体というよりも臣民一人一人の自由や権利を要求する根拠となる「言葉」を、中世の法に見出していたのである。しかし、啓蒙派が弾圧された1790年代、故郷アストゥリアスに避難していたホベリャーノスの言論活動は、私邸で開催する勉強会の範囲に限定された。アストゥリアスに限らず、18世紀末のスペインでは、新しい思想の流布に貢献する居酒屋やカフェのような公共圏は未だ広く形成されておらず、新しい社会、それを構成する平等な個人の自由と権利に関する理解は、市民レベルでは普及していなかった。市民革命の前提となる「文化的革命」すら始まっていなかったのだ⁵⁵。

以上のように、自由主義的立憲運動に着手する状況も条件も整っていなかったスペインが、新たなナシオンとして生まれ変わる革命の第一歩を踏み出

52 *Ibid.*, pp.214-215.

53 *Ibid.*, pp.60, 220-221.

54 *Ibid.*, pp.214-218.

55 ゲラは、フランソワ・フュレ(1977年)を引用しながら、市民革命の前提となる文化的革命について説明している。*Ibid.*, pp.50-52.

すことになったのは、スペイン人（一部の親仏派を除く）が権力を託すべき君主、そして安全を保障してくれる父のような存在を失い、「孤児状態になる」という不測の事態が発生したからだった。

その君主とは、カルロス4世ではなく、この無能の君主から王座を奪った息子、フェルナンド7世である。この君主交代劇は、マドリードの諸階層の支持によって達成されたものだが（1808年3月18日 アランフェス暴動）、この時、市民の敵意は、カルロス4世以上に宰相ゴドイに対して向けられた。ただしその真相は、18世紀末から19世紀初頭のスペインを飲み込んでいた社会不安が、諸階層共通の敵、ゴドイを標的として爆発したものと説明されるべきだろう。社会不安の要因としては、まず飢饉や疫病の流行による農村部の人口減少があげられる。そこに、「専制的大臣」ゴドイの日和見的な外交が招いた幾度も戦争——第一回対仏大同盟への参加（1793年）に伴って共和政フランスと戦争し（国民公会戦争）、これに敗北すると（1795年7月）今度は親仏に転じ、その結果イギリスと対立することとなった——が重なった。その過程で、イギリスの盟友ポルトガルとの戦争（1801年オレンジ戦争）には勝利したが、1805年にフランスと連合して挑んだトラファルガー海戦では惨敗を喫し、艦隊の壊滅、大西洋貿易の航路の遮断など、大きな損害が生じた。また、莫大な戦費をねん出するため、聖職者や貴族への課税や財産没収に踏み切ったことも、これら特権層の反感をかった。さらに、啓蒙派にも伝統派にも属さない「成り上がりもの」のゴドイは、宮廷内で孤立した存在でもあった。

この頃フランスでは、ナポレオンが政権を握り（1801年統領政府の第一執政となる）、1804年には皇帝にまで上り詰めていた。ナポレオンの帝国構想には、1世紀前のルイ14世の野望と同様、スペインが領有していた広大な海外領土の獲得も含まれていた⁵⁶。そしてその構想の実現にゴドイが利用されることとなる。

1807年10月27日、ナポレオン、カルロス4世、そしてゴドイとの間にフォンテーヌブロー条約が結ばれた。これは、イギリスを孤立させるためにナポレオンが企てたポルトガル侵攻作戦において、ナポレオン軍がスペインの領内を通過すること、またポルトガルを制圧した後にはその一部をマヌエ

56 特にナポレオンの場合は、カリブ海を拠点とした植民地貿易システムを構想していた。Chust, Manuel, "La vida política", Canal, Jordi (dir.) y Chust, M. (coord.), *España. Crisis imperial e independencia*, Madrid, 2010, p.51.

ル・ゴドイの領土とすることを取り決めた密約だった。そして、この条約でもう一つ重要なのは、ナポレオンがスペイン君主カルロス4世をアメリカ諸地域の「皇帝」として認めている点である。これは、スペインを侵略する意図がないことを示してゴドイらを油断させるのと同時に、ナポレオンが後に企てる「王冠継受」の結果に正当性を与えるための準備だったとも考えられる⁵⁷。

この合意に基づき、ピレネー山脈を越えてイベリア半島に流入したナポレオン軍はリスボンを目指して進軍し、約3週間でポルトガルの制圧に成功した。それにもかかわらず、軍は撤退するどころか、ミュラーやデュボンといった名だたる将軍たちがイベリア半島に集結する状況を見て、ゴドイはナポレオンの真意に気づいた。その真意とは、先にブラガンサ朝ポルトガルの王族に対して企てながら失敗した計画、すなわち正当な君主に自主的に——実際は軍事的圧力をかけながら——王権を放棄させ、それをナポレオン自身あるいは親族が継受して正当な君主として即位すること、そして海外にまで及ぶ広大な領土を獲得することだった⁵⁸。危険を察知したゴドイと国王夫妻はヌエバ・エスパーニャへの逃避を図り、まずはマドリードからアランフェスの離宮へと移動したが、ここで発生したのがアランフェス暴動である⁵⁹。この時、父から王位を奪取したフェルナンド7世は図らずもナポレオンの計画に協力する結果となったが、結局彼自身もその計画の標的になることを回避できなかった。国境の町バイヨンヌでナポレオンと会談したフェルナンド7世と先王カルロス4世がそれぞれ「権利放棄 (las abdicaciones)」の要求を受け入れたのである。フェルナンド7世から前王カルロス4世へ(同5月4日)、カルロス4世からナポレオンへ(同5月5日)と継受された全権は、最終的にナポレオンの兄ジョセフに渡されることとなった。

この時点で、スペイン独立戦争は事実上開戦していた。フェルナンド7世がバイヨンヌに留め置かれた状態が続いていた5月2日、宮廷に残っていた王族も連行しようとしたフランス軍をマドリードの一部市民が襲撃したのである。この襲撃は失敗に終わり、捕らえられた市民は銃殺されたが⁶⁰、その

57 Ibid., p.54.

58 ブラガンサ朝の王室はジュノ将軍の攻撃を受ける直前にリスボン港を出港し、イギリス艦隊に護衛されながら逃避することに成功。宮廷をブラジルに移した。

59 Ibid., p.55.

60 処刑された参加者は後に、近代的ナシオンの建国の伝説の中で英雄化され、ゴヤの有名な2枚の絵によって伝説化されることとなる。

知らせが全国に伝わると同時に、ナポレオン軍に占領されていた複数の地域で自然発生的な蜂起が始まった。興味深いのは、アランフェス暴動からそれら一連の反仏暴動の発生にいたるまでの数か月の間、反領主暴動や方面軍司令官の襲撃が相次いで発生したという事実である。フランス革命前の「大恐怖」にも似たこの現象は、「旧体制の権威に対する社会の挑戦」⁶¹、あるいは「正義に立脚した新しい社会への期待の裏返し」⁶²であり、スペイン独立戦争の勃発と立憲革命の始動の連関性を理解する一助となるだろう。

一方、6月6日にバイヨンヌで即位宣言したホセ1世は、同地で名士会議を開いて欽定憲法を公布し（1808年7月7日）、マドリードの宮廷へやってきた（同7月20日）。ウルキホやカバルスといった一部の啓蒙改革派は、中絶していた改革の再開・推進の可能性を、ボナパルト朝の穏健な自由主義の統治に賭け、親仏派政府としてボナパルト朝を支えた。しかし、スペイン人のほとんど、すなわち愛国派はホセ1世を受け入れなかった。前述のような全国的民衆蜂起は、まずは市町村レベルの防衛組織の指揮下に置かれたが、それらは後に「地方評議会」という政治性を帯びた組織に束ねられることとなる（1707年5月24日 ホベリャーノス率いるアストゥリアス地方評議会を皮切りに、全国で17カ所結成された）。

2) 革命の端緒：地方評議会から最高中央評議会へ

地方評議会には、結成に際して以下のような意義が与えられていた。

「王国〔ムルシアの共同体〕は孤児になった。

それゆえに、至高の権限は、都市自治体によって代表される人民が引き受けることとなった。」（ムルシア地方評議会）

「（当地方評議会が）全ての至高の権限を（国王陛下から）引き取らせていただく。それは、（これまで）国王陛下の恣意的な機関や最高統治評議会が行使していた権限である。」（カタルーニャ地方評議会）⁶³

ここに、スペインの新たな国制を問う革命の端緒を見ることができよう。ポイントは2つある。一つは、王と共同体の家父長的關係を維持しようとしている点。もう一つは、そのような関係が、「民から王への権限委譲」

61 Ibid., pp.59-60

62 Guerra, F. X., *op. cit.* (Modernidad...), pp.156-157

63 Ibid., p.157.

を前提として成り立つものと理解されている点である。

バイヨンヌでの「権利放棄」に対して地域社会が示した以上のようなリアクションは、フェルナンド7世の退位が無効であるとの前提に立ったものだった。彼らによれば、フェルナンド7世は、ナポレオンの強制力の下で至高の権限を行使できない状態にあった。この非常事態において、王の至高の権限を共同体が代行することは正当である。なぜなら、神に起源を持つ「至高の権限」は、統治契約を通じて民から王へと委託されたものだったからだ。

また、愛国派のなかでも、アラゴンの反応は独特だった。カラトラバ宗教騎士団所属で近衛部隊の士官でもあったパラフォックス将軍は、バイヨンヌに幽閉されたフェルナンド7世の救出を図った。しかしそれに挫折すると、故郷サラゴサに戻り、すでに蜂起していた同郷人たちに合流して、反フランスの戦いのリーダーとなった。最終的に彼はサラゴサ包圍戦を戦い抜き、戦争終結後にはその功績を称え初代サラゴサ公爵に叙されることとなるが、彼が後に記した「回顧録」によれば⁶⁴、「ナシオンの独立、聖なる自由、フェルナンド7世様への愛、正当な王権、スペイン諸地域の一体性を叫ぶ最初の声は、1808年5月31日にアラゴンから発せられた」⁶⁵。ここで注目すべきは、この時期に彼が示した「法に基づく統治」への執着である。アラゴンの民の要請に応じて同地域の方面軍司令官となった彼が、地方長官としてアラゴン王国議會を招集した事実(同年7月9日)もさることながら、さらに重要なのは、彼がフェルナンド7世への忠誠を示しながらも、この王がナポレオンに服従している状況下でブルボン朝の他の大公や公女にも危険が及んだ際には、「スペインが君主を失わないよう」、「ナシオンは(君主を)選ぶ自らの権利(su derecho electivo)を行使」できると考えていたことである⁶⁶。空位状態に際しては共同体の代表の合議により新国王が選出されるべきであるという考え方は、継承戦争中のロブレス伯の建白書にも表れていたものである。さらにさかのほれば、中世アラゴン連合王国のカスペ会議(1412年)の実例も参照することができた。そして、万一の事態が生じたとき、アラゴンの民が自らの意志で選択して忠誠を誓うべき新たな君主とは、アラゴン諸国

64 本稿では、エルミニオ・ラホスによる復刻版(1994年)を参照した。ラホスの説明によれば、パラフォックスがこれを記したのは1826年と考えられる。José de Palafox, *Memorias*, ed. por Herminio Lafoz, Ayuntamiento de Zaragoza, 1994.

65 *Ibid.*, pp.10 y p.33.

66 *Ibid.*, pp.33-34.

がかつて君主として忠誠を誓ったカルロス3世（カール大公）の孫だった⁶⁷。

しかし、愛国派政治運動の主流はあくまでも、各地に創設された地方評議会だった。1808年9月25日には、地方評議会から2名の代表を出し合って「最高中央評議会」が結成された。フロリダブランカが議長を務め、アストゥリアス地方評議会の代表としてホペリャーノスも参加したこの組織は、啓蒙派のナシオンの理想を具現化するための暫定的統治機関の役割を担った。したがって、親仏派政府と最高中央評議会の目指すところに大きな違いはなかったと言えるだろう。しかし、至高の権限の移動の合法性、忠誠を誓うべき君主の血統の点で、愛国派の政治運動の方が説得力に勝っていた。

最高中央評議会がスペイン近代史に残した最大の功績は、憲法制定を目的とした臨時議会の招集を決定したことである（1809年10月28日）。議会開催に消極的だった初代議長フロリダブランカ伯の死去を契機に、立憲主義のホペリャーノスの影響力が組織内で増したことが、議会招集を決定づけたのだった⁶⁸。

それに先立ち、最高中央評議会は、もう一つの重要な決定を下していた。スペインの海外領土について「諸外国の（海外）領土のような植民地ではなく、スペイン王国の本質的かつ統合的な一部である」と明言し、4つの副王領と5つの軍管区に同評議会への代表を参加させることを認めたのである（1809年1月22日）⁶⁹。君主政全体の代表機関に代表を参加させることは、クリオーリョと呼ばれたアメリカ生まれの白人層の悲願であった。しかし、それらクリオーリョの要求に応えるという最高中央評議会の判断は、自由主義の平等の論理に従ったというよりも、クリオーリョを懐柔する意図に基づくものだった。戦争を続行するためにはアメリカの安定した税収が不可欠だっただけでなく、半島とアメリカ諸地方の権利の平等を先に認めていたボナパルト朝に対抗する必要があったのだ⁷⁰。議会招集に際して、「旧来の議会

67 Asun, Txetxu y Peña, Lorenzo, “Diferencias y similitudes entre la Guerra de Sucesión y la Guerra de la Independencia,” Peña Lorenzo y Ausín, Txetxu (coords.), *Memoria de 1808: Las bases axiológico-jurídicas del constitucionalismo español*, México/Madrid, 2009, pp.29-30.

68 Torres Ibáñez, Juan, “Diputados hispanoamericanos en las Cortes de Cádiz”, *Enlace Enred*, no.21, 2011, p.40.

69 Martí, E., “Proyección del liberalismo gaditano en los países de América”, *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988*, vol.I, 1990, León, pp.671-672.

70 バイヨンヌ憲法では、半島とアメリカの諸地域の間には権利の平等が定められ ↗

に見られた限定的で排他的」な形式を否定したことも、そのような懐柔策の一環として理解される。

このように、啓蒙派のエリートが構成する最高中央評議会は暫定的政府の性格が強く、戦闘の司令塔としての能力は欠けていた。そのため、当初愛国軍有利で展開していた戦いが、ナポレオン率いる「大陸軍」の襲来を機に劣勢に転じると、同評議会は攻撃を逃れてアランフェスからアンダルシアへと敗走するほかなかった。最終的に、大西洋に面する港町カディスにたどり着くと自ら解散したが(1810年1月29日)、フェルナンド7世から引き戻した至高の権限はこの時、「スペインとインディアスの摂政会議 (el Consejo de Regencia de España e Indias)」に一旦引き継がれた。

3) カディス議会とアメリカの離反

1810年9月24日、カディス湾の入り江に位置するレオン島の劇場で⁷¹、「臨時国民議会 (las Cortes Generales y Extraordinarias de la Nación Española)」(通称カディス議会)の開幕が宣言された。続いて、フェルナンド7世の権利放棄の無効と同国王への忠誠が「ナシオンの合意」として明言された。そして、国民主権、三権分立、代議員の不可侵性などを含む第一号法令の草案が読み上げられ即日可決された。ただし、この法案に、代表権問題に関する言及がなかったことから、アメリカ出身の代表たちは不満を表明した⁷²。

議会における代表制度の問題は、実際の議員構成に明確に表れていた。議員の選出基準については、最高中央評議会と摂政会議によって以下のように定められていた。まず、海外領土以外の地域(カナリア諸島を含む)の代表の数は、人口5万人あたり代表1人(1797年の国富調査のデータに基づく)、17の地方評議会から1人ずつ、そして1798年の王国議会(王太子フェルナンドを王位継承者として宣言する儀礼的なもの)に代表を参加させていた都市から1人ずつ、計263と定められた(1810年1月1日の法令公布

ㄨ (第87条)、アメリカの経済活動にも半島と同等の自由が認められた(第88条、第89条)。Chust, Manuel, "Las Cortes de Cádiz y la problemática americana," *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988*, vol.I, 1990, León, pp.717-718.

71 その後、ナポレオン軍の追撃を逃れる必要に迫られた1811年2月、陸地からさらに離れた旧市街のサン・フェリペ・ネリ教会に場所を移して議論が続けられることとなる。

72 Martíre, E., op.cit ("Proyección del liberalismo..."), pp.681-685.

時点)⁷³。一方、海外領土の代表については「行政区の中心都市 (capital cabeza de partido)」から1名ずつと通達が出された(1810年2月14日)⁷⁴。ただし、1810年9月初旬の時点でカディスに到着していた代表は、半島内から選出されたわずか40名だったため、半島内の諸地域の代表の名代を23名、アメリカ諸地域の代表の名代を30名、全てカディス在住者の中から(アメリカの代表はアメリカ出身者から)選出することが決定された⁷⁵。このことは、独立戦争の最中の議会開催ならびに海外領土との通信・交通の困難さを物語っている。その後、時間の経過とともに参加者の数は増加したが⁷⁶、本国の代表議員と海外領土の代表議員が全体に占める割合の不均衡は、最後まで是正されなかった。議会を構成する代表の問題は、ナシオンの「代表される権利」すなわち参政権(市民権)と直結する問題であり、代表される側のナシオンの定義にも関することから、特に「半島出身議員」対「アメリカ代表議員」の構図で激しく議論された。この点について本稿では、1810年当時のスペインの近代性を評価する観点からは考察しない。この課題に対する両者の主張をその理念や根拠とともに整理することで、アメリカのエリートの権利要求や離反運動に正当性を与えた歴史的根拠(動機や目的とは異なるもの)を探るのが本稿の主旨である。

カディス議会に集った代表は、一部の絶対主義者(旧体制派)を除き、「スペインというナシオンの政治的一体性 (la unidad política de la nación española)」について意見が一致しており、またこのナシオンが至高の権限(主権)の担い手であるとの認識も共有していた⁷⁷。これは、身分によらない代表選出の結果、進歩的啓蒙主義や自由主義を支持する知識人やブルジョワジーに参加の道が開かれたことを反映している⁷⁸。ただし、ナシオンという政治共同体の概念は一樣ではなかった。

73 その後、合計269人に修正される。Casals Bergés, Quintí, “Proceso electoral y topografía de los diputados de las Cortes Extraordinarias de Cádiz (1810-1813)”, *Historia Constitucional*. n.13, 2012, pp.199-214.

74 この規定に従って算出される海外領土の代表の数については、研究者によって意見が分かれる(30弱から最大で67まで)。これは、この時点ですでに離反運動の始まっていた地域の違いに起因するところが大きい。Ibid., p.215.

75 Ibid., pp.205-206 y 216.

76 1812年憲法の公布時点で184名、1813年9月13日の閉幕時で223名だった。

77 Varela Suanzes, Joaquín, “Las Cortes de Cádiz: Presentación nacional y centralismo”, *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988*, vol.II, León, 1990, p.240.

78 Casals Bergés, Q., op.cit. (“Proceso electoral...”), pp 226-227, Tabla 7を参照。

カディス議会の中核を成した半島出身の自由主義者にとって、ナシオンは既存のものではなく、ルソーやロックの社会契約論やシエイエスの論考に着想を得て理想化した、いわば架空の共同体であり、まさにこの時、憲法のうえに構築しようとしていた新しい社会である。例えば、憲法起草委員会が第一条案において、スペインというナシオンを「両半球のスペイン人の集合体」と定義したことに関連して、カタルーニャ選出のエスピガは、「(集合体とは) 地域の集合体ではなく…意志の集合体」であり、「憲法を制定する権限を有するあの一般意思を意味する」と説明した⁷⁹。またサモラ選出のニカシオ・ガリエゴも、ナシオンを「道徳的集団 (*un cuerpo moral*) を構成することに自らの意志で合意した自由な人間の連合体」と定義した。このように彼らにとってナシオンとは、個人の自由な意志の集合体であり、臣民に君主への忠誠を義務付ける契約関係から解放されている。また、概念上の抽象的な存在として理解されるナシオンは不可分であり、この点において、地域の集合体、あるいは個人の総体すなわち人民 (*el pueblo*) とは異なる。さらに彼らは、ナシオンの政治的権限(参政権)を自然権ではなく、法秩序の中で付与される「公共の機能」から派生した権利と理解した。したがって、代表を選出する権利(被代表権)も、それを公共の機能の一つと考えれば、何らかの基準——例えば人種——で制限されることは不当ではなかった⁸⁰。

一方、カディス議会に参加したアメリカを代表する議員たちのナシオン観には、彼らの出身母体であるクリオーリョの利害とコンプレックスが反映されていた。クリオーリョのコンプレックスは、半島の共同体とアメリカの共同体の権利の格差に由来した。征服によってスペイン君主政に編入された「インディアス諸王国 (*los reinos de las Indias*)」は、カスティーリャ王国の下位に位置した共同体である。したがって、少なくとも理論上はカスティーリャと並列的關係にあったアラゴン諸王国などとは異なり、その歴史を通じて議会を持たず、固有の法も欠如するなど⁸¹、政治的自立性が欠如していた。司法・行政機関もカスティーリャの制度の下に置かれ、副王をはじめとする官職はイベリア半島出身者(ペニンスラル)に独占された。唯一、大都

79 Varela Suanzes, J., op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), p.232.

80 Ibid., p.233.

81 1543年の「インディアス新法」、1680年の「インディアス法成集」は、いずれもインディアス統治に関わる王令あるいは法令集であり、共同体固有の法とは区別される。

市に設置が許された市参事会が、都市エリートであるクリオーリョの利害を代弁する組織として機能した⁸²。またクリオーリョは、限られた任期中に最大限私服を肥やそうとした半島出身の役人との間に、姻戚関係や賄賂を介した腐敗的利害関係を成立させることで、共同体内での社会・経済的優位性を確保していた。このような不正の損害を重く見たカルロス3世の啓蒙派官僚は一連の行財政改革を断行したが、それがクリオーリョの不公平感の増幅につながったことは言うまでもない。

このような不公平感が、独立戦争を背景として高まった初期的自由主義革命の機運の中で、従来の反乱・暴動とは異なる政治的権利要求運動として表明されることになった。あからさまな懐柔策だったにせよ、スペインという政治共同体の代表機関に史上初めて参加する（代表を参加させる）権利を得たことは、アメリカの諸地域にとって、これまで甘んじてきた半島への従属を解消する絶好のチャンスだったのだ。立憲議会への参加というこの機会を最大限活かし、現行の不平等な統治制度を是正する法を成立させるには、議会において数的有利を得ることが極めて重要だった。しかし、これはあくまでも法の下での平等を制度化するための方法論である⁸³。それに対して、本稿が注目するのは、固有の法や制度を持たなかったクリオーリョが、「半島の（もしくはヨーロッパの）スペイン人」と本質的に等しい「アメリカのスペイン人」というアイデンティティを自身に認める根拠を何に求めたかである。なぜならそれが、制度上の平等を要求する前提となるからである。

クリオーリョの権利要求の根拠といえ、一つ目に、彼らの祖先であるコンキスタドールに由来する権利が挙げられる。なぜならコンキスタドールは、征服のための遠征に際し、王と事前に「協定 (capitulación)」を交わしており、それによって王権への奉仕の報酬を約束されていたからである。このように白人のアイデンティティに権利の起源を求めた一方、一部にはそれと矛盾する「先住民の共同体の継承者」との自己認識に基づいて、アメリカ固有の権利の帰属を訴えた者もいた⁸⁴。

82 Elliott, Jhon H., “Rey y patria en el mundo hispánico”, Elliott, J. H., *España, Europa y el Mundo de Ultramar (1500-1800)*, Madrid, 2009, p.240.

83 公正な代表制度をめぐる議論については、中本香、「カディス議会とアメリカ問題」、*Estudios Hispánicos*、第39号、2015年、80-86頁を参照されたい。

84 そのような自己認識は、例えばバレーのクリオーリョがインカ帝国の皇帝の装束を身に着けて祝祭に参加した事実にも確認できる。Ibid., pp.249-250.

18世紀に入ると、フランスおよび北米の革命を理念的に支えた啓蒙思想や自由主義の理論が、クリオーリョの積年のコンプレックスを刺激した。革命の理念の普及に貢献する公共圏の発展はイベリア半島以上に遅れていたものの、教育機関や教授主催の勉強会がその役割を担った⁸⁵。また、その立地条件上、言論統制の徹底が困難だったことも、近代的価値観の広がりにより幸いしたと思われる⁸⁶。自由主義思想への傾倒は、19世紀初頭、特に、ブルボン朝の副王領再編によって旧副王領から分離して設置されたリオ・デ・ラ・プラタ副王領やヌエバ・グラナダ副王領で顕著であった⁸⁷。

そして、1808年、イベリア半島で展開した政治運動をきっかけに、クリオーリョ社会の中で受け継がれてきたもう一つの権利意識が覚醒した。その権利こそが、サラマンカ学派の「神秘的政体」と「民による権限委譲」の政治論に即した共同体の権利である。神に由来する権限を君主に預託した民は、「神秘的政体」の中で君主から公共善を保証されるが、それが担保されない事態が発生した場合には、君主に委譲した権限を取り戻し、それを行使することもできる。このような考え方がコンキスタドールとともに大西洋を渡り、白人層の社会に根付いていたのである⁸⁸。これは、コンキスタドールや初期の入植者の子孫が多く、また王権とのつながりが強かった伝統的副王領のエリート層に特に深く根付いた意識だった。

1808年5月に半島で始まった独立戦争と政治的運動に関するニュースは、少し遅れてアメリカにも届いた。国王不在のなか、王に代わって地域主権を行使するための「地方評議会」が半島各地で結成されたという事実が伝えられると、アメリカでも、フェルナンド7世への忠誠を宣言するとともに、至高の権限を代行するという大義を掲げた評議会が相次いで結成された⁸⁹。メキシコ市ではこれを機に「ヌエバ・エスパーニャ王国議会」の招集が計画されるなど⁹⁰、地域政体としての自立を求める機運が高まった。1809年に最高

85 イベリア半島では経済同友会 (las Sociedades Económicas de Amigos del País) が自由主義や革命の理念の普及に貢献したが、当時のアメリカではそのような団体はほとんど結成されていなかった。Guerra, F. X., (*Modernidad...*), p.135.

86 *Ibid.*, pp.146-147.

87 例えば1802年頃のブエノス・アイレスの社会の様子について、外来の思想に「汚染された市民」の危険性を指摘する報告が出されている。Martiré, E, *op. cit.* (“Proyección del liberalismo...”), p.670.

88 Elliott, J.H., *op.cit.* (“Rey y patria...”), pp.239-240.

89 Chust, M., *op. cit.* (“La vida política”), pp.69-70.

90 Guerra, F. X., *op. cit.* (*Modernidad...*), pp.161-162.

中央評議会が結成されると、その暫定的政府としての機能をアメリカの地方評議会も一旦は受け入れた。ただし、最高中央評議会が半島各地の評議会の代表のみで構成されたことに不満を抱いたボゴタ市参事会は、コンキスタドールに由来する権利に言及しながら、「我々は、ドン・ペラヨの子孫に引けをとらないスペイン人であり、それゆえにナシオンの残りの部分〔イベリア半島以外〕の諸権利を享受するに相応しい」と抗議した⁹¹。さらに、独立戦争の劣勢と最高中央評議会の逃げ腰の姿勢が明らかになると、カラカスやブエノス・アイレスの評議会は、王への忠誠を維持しつつ本国政府からの独立を志向するようになる。事実上の離反運動がスタートしたのである。

離反運動が収束するか拡大するか、それは1810年9月に開幕したカディス議会でクリオーリョの権利要求がどこまで認められるかにかかっていた。アメリカに植民地的従属を強いる経済システムの改善や地方分権（民主的的地方議会制度の全国的整備）などの重要な議題以前に、公正な代表制度が実現するか否かがアメリカ社会の反応を左右する試金石だった。この問題について、チリ代表レイバは「ナシオン全体の真の代表制度（una presentación verdadera de toda la nación）」を実現するには、「アメリカが有する部分が正しく代表されている」こと（1811年1月18日）、すなわちアメリカにも人口に応じて代表の数が公正に割り当てられる必要があると訴えた⁹²。しかし、1812年に公布された憲法では、市民認定の条件としてカステーリャ語の使用や「徳と功績」が課されたため、インディオやアフリカ起源の住民には「代表される権利」が実質的に認められず、代表の数的優位の逆転は今後の議会でも実現しないことが確実となった。

ちょうどその頃ブエノス・アイレスでは、匿名の「アメリカ人 El Americano」が書いた抗議文が注目を集めていた。「（半島の）スペイン人の主張——民が王に委託した最高権力は、王が不在の今、人民が回復すべきであり、またそれは人民が選出した者たちが引き受けるべきである——を「今我々が主張している」。「ここ〔アメリカ〕で、我々の政府がアメリカの民を代表する」ことは、半島のスペイン人がカディスで試みているのと同様に公正である。「我々は、我々のもの〔ナシオン〕を建設するという不可侵の権利を有する」。このように、半島の自由主義者の矛盾を突くことで、自身の

91 *Ibid.*, p.173.

92 Chust, M., op. cit. (“Las Cortes de Cádiz...”), p.726.

権利の正当性を訴えたのである⁹³。

またカラカス評議会も、フェルナンド7世の権利譲渡とともに、我々は「自らの主人 (dueña de sí misma)」となったと主張し、国王への忠誠を守りつつスペインの政治当局との主従関係の解消を宣言した(1811年1月31日)。同年3月2日にはベネズエラ最高議会在が創設され(カラカス評議会は解散)、7月5日、スペインの王への忠誠の解消とともにベネズエラ連邦共和国の独立が宣言された。宣言文では、連邦を成す諸地域は「自由で、主権を有し、独立した州 (Estados libres, soberanos e independientes)」であり、連邦政府は「諸地域の民の一般意思に従って統治の方法を決定する完全なる権力を有する」と表明された⁹⁴。この後、1810年代を通して、アメリカの諸地域が次々と独立を達成したのは周知のとおりである。

さいごに

カデイス議会の憲法草案策定会議は、1811年4月10日、「ナシオンの政治的状況がそれを許す時に」「スペインの領土のより合理的な区分がなされるだろう」という第12条案を提示した。歴史に根差した地域内の政治経済的つながりよりも、政治状況に応じた合理的、画一的再編を優先することを意味したこの法案に対し、カタルーニャとアラゴン、すなわち18世紀初頭の「新組織王令」によって地域の政治的固有性を失った地域の代表(アネルとボイル)が反発した⁹⁵。彼らにとってスペインというナシオンは、歴史的諸王国の有機的集合体であるべきだったからだ。これに対して、草案策定委員会のムニョス・トレロは「我々は唯一のナシオンを構成するのであって、様々な〔地域単位の〕ナシオンの集合体ではない」と反論した。すると今度はチリ代表のレイバがこの議論に参戦し、ナシオンとは抽象的、概念上のものではなく、地域または人間の実際の結合の結果として成立するものだと主張した⁹⁶。個人、地域、ナシオンという3段階の主権を想定し、連邦制国家

93 Martiré, E., (“Proyección del liberañismo...”), pp.675-678.

94 同年12月には三権分立や基本的人権などを定めた憲法も制定された。Portillo Valdés, José María, “El nacimiento de la política moderna en el Atlántico hispano”, VV.AA., *El nacimiento de la política en España (1808-1869)*, Madrid, 2012, p.78.

95 Varela Suanzes, Joaquín, “Nación, representación y articulación del estado en las Cortes de Cádiz”, *Jerónimo Zurita*, 87, 2012, pp.16-17.

96 Varela Suanzes, J. (“Las Cortes de Cádiz...”), pp.237-238, 241.

を求めたのだ。

スペイン王位継承戦争とスペイン独立戦争は、スペインという政体自体の存亡の危機を引き起こした。それにより、スペインは2度の大きな国制の変化を経験した。まず18世紀初頭には、ブルボン朝の中央集権的政策によってアラゴン諸地域の固有の法と制度が無効化された。そして19世紀初頭には、カディス議会の成果として主権の存するナシオンが宣言されたが、そのナシオンは一つの統一的国民国家であると結論付けられた。イベリア半島由来の歴史的立憲主義に根拠をもったアメリカ諸地域の挑戦は、この2つ目の変化の前に挫折し、自由主義的の革命という新たな戦いに挑むことになった。

参考文献

- Albareda Salvadó, Joaquim, *La Guerra de Sucesión de España (1700-1714)*, Barcelona, 2010.
- Asun, Txetxu y Peña, Lorenzo, “Diferencias y similitudes entre la Guerra de Sucesión y la Guerra de la Independencia,” Peña Lorenzo y Ausín, Txetxu (coords.), *Memoria de 1808: Las bases axiológico-jurídicas del constitucionalismo español*, México/Madrid, 2009, pp.23-39.
- Casals Bergés, Quintí, “Proceso electoral y prosopografía de los diputados de las Cortes Extraordinarias de Cádiz (1810-1813)”, *Historia Constitucional*. n.13, 2012, pp.193-231.
- Chust Calero, Manuel, “Las Cortes de Cádiz y la problemática americana,” *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988*, vol. I, 1990, León, pp.717-731.
- “La vida política”, Canal, Jordi (dir.) y Chust, M. (coord.), *España. Crisis imperial e independencia*, Madrid, 2010, pp.49-106.
- Elliott, John H., “A Europe of Composite Monarchies”, *Past and Present*, no.137, 1992, pp.47-71.
- “Rey y patria en el mundo hispánico”, Elliott, J. H., *España, Europa y el Mundo de Ultramar (1500-1800)*, Madrid, 2009, pp.231-253.
- Fernández Albaladejo, P., “Dinastía y comunidad política. El momento de la patria”, Fernández Albaladejo, p. (ed.), *Los Borbones. Dinastía y memoria de nación en la España del XVIII*, Madrid, 2001, pp.485-532.
- “El pensamiento político: perfil de una ‘política’ propia”, *Materia de España. Cultura política e identidad en la España moderna*, Madrid, 2007, pp.93-124.

- Fernández Sebastián, Javier, “España, monarquía y nación. Cuatro concepciones de la comunidad política española entre el Antiguo Régimen y la Revolución liberal”, *STUDIA HISTORICA* (Historia Contemporánea), vol. XII, 1995, pp.51-52.
- García García, Bernardo José, “Setting Limits to Grandeur : Preserving the Spanish Monarchy in Iron Century”, Robert con Friedeburg & John Morrill (eds.), *Monarchy Transformed : Princes and Their Elites in Early Modern Western Europe*, Cambridge, 2017, pp.127-163.
- García Marín, José María, “La Doctrina de la soberanía del monarca (1250-1700)”, *Fundamentos : Cuadernos monográficos de teoría del estado, derecho público e historia constitucional*, 1, Oviedo, 1998, pp.21-86.
- Guerra, François-Xavier, *Modernidad e Independencias. Ensayos sobre la Revoluciones hispánicas*, Madrid, 2009.
- Kamen, Henry, *Del Imperio a la Decadencia. Los mitos que forjaron la España Moderna*, Madrid, 2006.
- Iñurrítegui Rodríguez, José María, “1707 : la fidelidad y los derechos”, Fernández Albaladejo, Pablo, *Los Borbones y memoria de la nación en la España del XVIII*, Madrid, 2001, pp.245-301.
- “Las Memorias del Conde de Robres : la nueva planta y la narrativa de la guerra civil”, *Espacio, Tiempo y Forma, IV, Historia Moderna*, 15, 2002, pp.230-231.
- Lada Cambor, Jesús, “‘La Política española’ de fray Juan de Salazar”, *Berceo*, no.60, 1961, pp.207-232.
- Martiré, Eduardo, “Proyección del liberalismo gaditano en los países de América”, *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988*, vol.I, 1990, León, pp.663-703.
- Morales Moya, Antonio, “La Nación española preconstitucional”, *Cuadernos dieciochistas*, Núm. 12, 2011, pp.19-36.
- Portillo Valdés, José María, “El nacimiento de la política moderna en el Atlántico hispano”, VV.AA., *El nacimiento de la política en España (1808-1869)*, Madrid, 2012, pp.69-83.
- Peña Izquierdo, Antonio Ramón, *De Austrias a Borbones. España entre los siglos XVII y XVIII*, Barcelona, 2008, p.106.
- Torres Ibáñez, Juan, “Diputados hispanoamericanos en las Cortes de Cádiz”, *Enlace Enred*, no.21, 2011, pp.39-42.
- Varela Suanzes, Joaquín, “Las Cortes de Cádiz : Presentación nacional y centralismo”, *Las*

Cortes de Castilla y León, 1188-1988, vol.II, León, 1990, pp.217-246.

——— “Nación, representación y articulación del estado en las Cortes de Cádiz”,
Jerónimo Zurita, 87, 2012, pp.11-40.

大内一、「トラスタマラ内戦とカスティーリャ王権－ペドロ1世の〈暴君〉像の形成
とエンリケ2世の即位の正当性をめぐって－」, *Estudios Hispánicos*, 20号, 大阪
大学外国語学部スペイン語部会, 1996, 171-193頁.

竹下和亮、「スペイン「国家」の成立－アラモス・デ・バリエントスの国家理性論
－」, 立石博高編著、『スペイン王国と複合君主政』, 昭和堂、2018年、153-195
頁.

中本香、「スペイン継承戦争と宰相ポルトカレロの国家理性」, *Estudios Hispánicos*, 44
号, 大阪大学外国語学部スペイン語部会, 2020, pp.96-106.

古谷大輔、近藤和彦編、『礫岩のようなヨーロッパ』, 山川出版社、2016年.